

〇仙台市中小企業活性化条例

平成二十七年三月六日

仙台市条例第十号

仙台は、開府以来、雄藩の城下町として栄え、「杜の都」の豊かな自然環境や、「学都」の研究機能を有する東北の中枢都市として発展を遂げてきた。その原動力は、本市に所在する事業所の大部分を占め、「商都・仙台」の礎として経済活動や雇用を担ってきた中小企業である。そこに働く人々は、長く仙台に暮らし、地域社会の一員としてこのまちを支えており、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組むなど、地域との結びつきを強めている。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化により厳しさを増し、消費需要の縮小、労働力や後継者不足とこれに伴う生産力の減衰などが懸念されている。この影響は、特に、経営資源の乏しい小規模企業において顕著であり、中小企業が担う多様な役割の重要性を考えれば、このような状況は、本市の活力や賑わいを奪い、まちづくりの基盤を揺るがす恐れがある。

本市が、将来にわたって持続的な発展をしながら、東北に人をひきつける玄関口としての役割を果たし、東北の活力をけん引し続けるためには、人々がこのまちに住み、働くことができる場を確保するとともに、地域で輝く企業を育成することが不可欠である。

そのため、私たちは、本市経済の中枢を担う中小企業の創意工夫と自主的な努力を基本としつつ、中小企業が国内外の変化に柔軟に対応しながらその力を存分に発揮できるよう、市、事業者、中小企業振興団体、大学等の研究機関、市民等が一体となって、中小企業の活性化に向けた戦略的な取組を推進していく。

このような決意のもと、中小企業の活動により生じる価値が着実に循環し、地域の活性化により中小企業の発展を促進させることができるよう、基本的な考え方や取組の方向性等を明らかにするとともに、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、中小企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業者等の努力等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化に関する施策の総合的な推進を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者等 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる者（第三号において「中小企業者」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体、商店街振興組合その他これらに類する団体であって、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 二 中小企業振興団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業の振興を行う団体をいう。
- 三 大企業者 中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営むものであり、かつ、本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 四 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものをいう。
- 五 大学等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立

大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関その他の研究開発等を行う機関をいう。

（市の責務）

第三条 市は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の活性化に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業振興団体、大企業者、金融機関、大学等、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第六条及び第八条第一項第二号において同じ。）その他関係団体との連携を図るとともに、積極的に中小企業の活性化に関する情報の発信を行うよう努めなければならない。

（中小企業者等の努力）

第四条 中小企業者等は、経済社会情勢の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新（中小企業基本法第二条第二項に規定する経営の革新をいう。）及び従業員の仕事と生活の調和に自主的に取り組むよう努めなければならない。

2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 中小企業者等及び中小企業振興団体は、地域社会の発展及び市民生活の向上を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（中小企業振興団体の役割）

第五条 中小企業振興団体は、中小企業者等の経営の改善及び向上のための支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者等の役割）

第六条 大企業者、金融機関、大学等及び特定非営利活動法人は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、その事業を行うに当たっては、市、中小企業者等及び中小企業振興団体との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者、金融機関、大学等及び特定非営利活動法人は、中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第七条 市民は、中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の基本方針等）

第八条 市は、中小企業の活性化に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本

として行うものとする。

- 一 中小企業者等の経営の高度化、販路の拡大、技術の向上及び資金調達の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化を促進すること
 - 二 中小企業者等相互間又は中小企業者等と中小企業振興団体、大企業者、金融機関、大学等若しくは特定非営利活動法人との間での連携及び協力を推進すること
 - 三 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たって、中小企業者等の受注の機会の増大を図るよう努めること
- 2 市は、前項に定めるもののほか、中小企業の活性化に資する次に掲げる事項の重要性を特に認識して施策を実施するものとする。
- 一 女性や青年を含む多様な人材の育成、確保及び定着を図ること
 - 二 創業及び事業の承継、特に、女性や青年による創業及び事業の承継を促進すること
 - 三 中小企業者等が地域と協働して取り組む地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する活動を促進すること
- 3 市は、中小企業の活性化に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、本市の持続的な発展のために小規模企業者（中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって本市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下この項において同じ。）の活力が発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、小規模企業者とその経営資源を有効に活用し、円滑かつ着実な事業の運営を確保することができるよう、小規模企業者の経営状況に応じ必要な配慮をするものとする。

（中小企業活性化会議）

第九条 中小企業の活性化に関する重要な事項について調査審議するため、仙台市中小企業活性化会議（以下この条において「活性化会議」という。）を置く。

- 2 活性化会議は、委員十五人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 一 中小企業の経営者
 - 二 中小企業振興団体の代表者
 - 三 学識経験のある者
 - 四 その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（財政上の措置）

第十条 市は、中小企業の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。